

| 議案番号 | 件名 |
|--------|--|
| 提案課名 | 内容 |
| 議案第78号 | 三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 国保医療課 | <p>【趣 旨】 健康保険法施行令における出産育児一時金にかかる規定が令和4年1月1日から改正されることに合わせ、三田市国民健康保険条例について所要の改正を行うもの。</p> <p>【関係法令】 健康保険法施行令</p> <p>【内 容】 条例中のお産育児一時金の支給額を404,000円から408,000円に改めるもの。 <現 行> 40万4千円＋1万6千円（産科医療保障制度分）＝42万円 <改正後> 40万8千円＋1万2千円（産科医療保障制度分）＝42万円</p> <p>【施行期日】 令和4年1月1日</p> |